

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年7月10日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成29年3月27日、A所在の会社B（以下「事業場」という。）に、建設作業員として雇用された。
- 2 請求人は、平成29年3月27日、C所在の家屋解体工事現場で作業していたところ、近くで重機を操作していた同僚が操作を誤り、重機でつかんだ鉄骨が転落し、請求人の頭部に当たり負傷した（以下「本件災害」という。）。請求人は、同日、D医療機関に救急搬送され、「前頭骨開放骨折、左前頭葉脳挫傷、気脳症」と診断され、同年4月4日、E医療機関に転医し、療養の結果、同年10月10日で治癒（症状固定）となった。請求人によると、本件災害以降、事故の状況が目の前に浮かんでくるなどの症状が出現したという。請求人は、同年12月8日、同病院の精神科を受診し、「心的外傷後ストレス障害」と診断された。
- 3 本件は、請求人が精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付及び平成29年12月8日から平成30年1月19日、同月20日から同年3月9日、同月10日から同年4月6日、同月7日から同年5月11日、同月12日から同年6月15日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年1月30日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものと認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の病名と発病時期について

決定書理由に説示するとおり、平成29年4月上旬頃にICD-10診断ガイドラインの「F43.1 外傷後ストレス障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断する。

(2) 判断基準について

精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)のとおりである。

(3) 業務による具体的出来事について

請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、請求人は、本件災害による負傷という出来事を主張していることから、以下検討する。

ア 請求人は、本件災害により、鉄骨を見ただけで事故のことを思い出して怖くなったり、汗が出るなどのフラッシュバックが起きると主張している。

本件災害は、約3mの高さから3m×15cmほどの鉄骨が請求人の頭頂部に転落し、ヘルメットが割れたものであったが、D医療機関入院時、請求人に明らかな神経学的異常所見は認められていない。また、請求人は、本件

災害の当日に入院し治療を受け、その8日後には経過良好で創傷治癒の過程にも問題は認められず退院している。さらに、請求人からの障害補償給付支給請求については、既に平成30年2月27日付けで労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級第14級の9と決定されている。

これらの事実を勘案すると、同出来事については、認定基準別表1の具体的出来事「(重度の) 病気やケガをした」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)に該当するとみても、決定書理由に説示のとおり、その心理的負荷の強度は、請求人の負傷の程度は長期間の入院を要するなど重度のケガには当たらないことから「強」とは認められず、同出来事の心理的負荷の総合評価は「中」とであると判断する。

イ また、同出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」(平均的な心理的負荷の程度「Ⅱ」)に該当するとみても、本件は請求人自身が事故を体験しているところ、決定書同上に説示のとおり、その事故の程度は自らの死を予感させる程度の事故とまではいえないことから、同出来事の心理的負荷の総合評価は「中」とであると判断する。

ウ 請求人の業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、特記すべき事項は認められない。

(4) したがって、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、その総合評価が「中」となる出来事が2つ指摘できるが、それらの出来事には関連性が認められるため全体を1つの出来事として評価しても、その心理的負荷の全体評価は「中」とであると判断する。したがって、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものということとはできない。

(5) なお、請求人は、本件疾病は職場での事故が発病原因であることを医師が認めていると主張する。F医師は、平成30年3月20日付けの意見書において、発病原因を「職場での事故」と記載しているものの、そのように診断した根拠に関する記載は認められず、発病と事故との関連性について言及されていないことから、請求人の主張は採用できない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないこと

から、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年3月11日